

旭川市子ども・子育て審議会 平成26年度第2回 議事概要

- 開催日時 平成26年7月8日(火) 18:30～20:40
- 開催場所 旭川市役所第二庁舎3階 問診指導室
- 出席委員 (13名) 荒木関委員, 井代委員, 伊藤委員, 金谷委員, 小山委員, 斉藤委員, 佐々木委員, 佐藤委員, 芝木委員, 菅沼和歌子委員, 飛世委員, 東峰委員, 廣岡委員,
- 欠席委員 (7名) 太田委員, 沖委員, 瀬崎委員, 千田委員, 山形委員, 三浦委員, 菅沼幸恵委員
- 事務局 子育て支援部 河合部長, 稲田次長
宮川副主幹,
青少年担当課長 佐藤課長 川原主査
子育て支援課 石原主幹 子育て企画係 板谷主査
こども育成課 堀内課長 こども育成係 八木係長
子育て相談課 水澤課長 子育て相談係長 松山係長
愛育センター 奥山所長 吉岡副所長

○議事概要

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

ア 子ども・子育て支援新制度における教育・保育等の利用者負担額の基本的な考え方について(諮問)

イ 子ども・子育てプランの骨子について(諮問)

○資料1 子ども・子育て支援新制度における教育・保育等の利用者負担額の基本的な考え方について, 諮問し認可基準等専門部会において今後調査審議いただきたい旨説明した。

○資料2 子ども・子育てプランの骨子について諮問し, 子ども・子育てプラン策定専門部会において今後調査審議をいただきたい旨説明した。

(議長)

・ただいま事務局から諮問を受けたが, 専門部会で今後, 調査審議をするということではよろしいか。

・それでは, 本事項についての協議を終了する。

ウ 臨時委員の指名について

○資料3 臨時委員の指名について, 認可基準等専門部会において, 子ども・子育て

て支援新制度における保育の必要性の認定基準及び利用者負担額の基本的な考え方を調査審議する上で、利用者側の立場からの意見も必要であることから、現在、幼稚園、認可保育所、認可外保育施設を利用されている方を臨時委員として委嘱すること、また、現在各団体を通じて推薦依頼を行っていることについて説明。同じく、児童福祉施設等整備部会においても、社会福祉法人以外の多様な事業者の参入が想定されることから、経営面から事業の継続性について専門的な意見が必要であるため、中小企業診断士の方を臨時委員として委嘱すること、また、北海道中小企業診断士会に推薦依頼を行っていることについて説明した。

(A委員)

・認可基準等専門部会の臨時委員について幼保連携型認定こども園が現行から移行されるということであるので、臨時委員の中に認定こども園の設置者と利用者をできれば入れていただきたい。

(事務局)

・幼稚園、認可保育所、認可外保育施設の設置者に加えて、スケジュールの関係もあるが認定こども園を利用している方も含めて委嘱する方向で進めていきたい。

(A委員)

・通年制懇話会は10人中5人が通年制保育園の関係の方、幼保連携型認定こども園は旭川では3園あるのでその団体からも1人は入れていただきたい。

・通年制保育園が認定こども園へ移行するということから、認定こども園の関係者が入っていないこと、通っている親御さんが入っていないことはやはり不自然と考える。

(事務局)

・設置者側という意味では認可基準等専門部会での調査審議に支障はなかったのではと認識している。利用者側という部分では、認定こども園を利用している方という立場では意見が必要かと考えるため、今後、加える方向性で検討したい。

(A委員)

・利用料の関係も決定しなければならないので、設置者も入れていただきたい。理解していただきたい。

(B委員)

・A委員が幼稚園と認定こども園を経営しているという双方の立場を兼ねて入ることかどうか。認定こども園は市内3か所しかないため十分だと思う。

(A委員)

・通年制懇話会については、メンバーとして認定こども園設置者として私が入ることであれば問題ないが、認可基準専門部会で双方の立場を兼ねることは難しい。

(議長)

・佐々木委員が認定こども園の設置者の立場となり、代わりに幼稚園の立場でどなたか推薦していただくということかどうか。

(B委員)

・一番歴史のある認定こども園ということで佐々木委員にお願いできたらいいと思う。

(C委員)

・保育所，認定こども園，幼稚園からそれぞれ出ていただき，専門的な立場から議論をすることは部会にとっては意味がある。

(事務局)

・利用者の部分を追加の方向としたいが，審議会で施設側から必要であると判断があれば，推薦依頼の調整をしていきたい。

(議長)

・事務局側の案である11人に対して，認定こども園の利用者，幼稚園の設置者の2名を追加していただくことでお願いします。

エ 子ども・子育て支援施設について

○資料4 北彩都団地 子ども・子育て支援施設について，概要及び施設整備スケジュールについて説明した。

(D委員)

・警察の立場でいうと児童生徒の安全確保が大切である。費用の問題があるが，外付けの防犯カメラの設置，防犯カメラが作動中であることなどの掲示があることで不審者が入ることを防ぐ効果もある。東町小学校でのカセットボンベの事件についても話題になっているが，児童生徒の通っている施設に事件が起きており，過去に池田小学校の悲惨な事件もある。既存の施設及び新たに新設する施設については防犯カメラ，警備員の配置などを検討していただきたい。小学校中学校に要望があれば不審者侵入の際における刺又（さすまた）の使用方の訓練も実施している。

(事務局)

・子ども・子育て支援施設の入口は1～2か所，職員の配置も想定はしているが参考として検討させていただく。

(B委員)

・札幌の資生館はガードマンを3～4人配置しており，防犯上はしっかりしたものとしている。是非，防犯対策についてはお願いしたい。

(C委員)

・最近，指定管理者制度は多いと思うが，この施設は利用団体，事業内容など広範囲に渡っている。大変な仕事になると思う。このようにいい施設を考えているのはいいと思うが，要件が多すぎるので，手を上げる団体は考えにくい。こういうところがふさわしいとお考えのところはあるのか。

(事務局)

・1～2か所は想定している。

(B委員)

・1か所に委託する考えか。札幌の資生館は何か所かで受託し札幌市も入って運営している。

(事務局)

・1か所に委託する。運営については青少年団体「はしっくす」，こども会の団体の代表

で構成する「こども夢会議」、子育てサークルなど様々な意見を聞きながら運営をしていきたい。

(C委員)

- ・どんなイメージをもって協力しながら内容をつくりあげ実施していく予定か。

(事務局)

- ・定期的な会議等を開催して意見を聞きながら事業を実施していく。

(B委員)

- ・事業規模はどれくらいを想定しているのか。

(事務局)

・中高校生の居場所・子育て支援など、多機能な施設は市では初めてとなる。今後設置条例を制定し、その中で公募で指定管理者を選定していくことになるが、どのような運営をしていくか、機能をもたせるかなどを検討し、今後具体的な積算をしていくこととなる。施設の管理運営は指定管理者が行うが、今後も青少年担当と連携して事業を実施していく。庁内の青少年関連事業も新しい施設で調整しながら実施していくことを想定している。今後の事業展開の案等があれば是非お伺いしたい。

オ 児童センターの指定管理者制度の導入について

○資料5 児童館・児童センターの管理について、今後の指定管理者制度導入に伴う、事業展開・管理体制及び導入スケジュールについて説明した。

- ・意見等なし

カ 旭川市育英事業の改正について

○資料6 旭川市育英事業の見直し(案)について、見直しの概略及び改正内容について説明した。

(C委員)

・入学金等の用意ができない生徒が全道に900人弱いる。奨学金等の制度が多くあっても4月以降受け取る場合がほとんどであるため、合格が決まった時点で受け取る事ができるのは大変ありがたい制度改正である。子ども達に夢を与える制度改正だと感じる。

(議長)

- ・4月以降に貸付を受けてもしょうがないという部分もあった。

(E委員)

・学業成績の選考基準がなくなったことについて良かったと感じる。成績が悪くても進学希望する方はおり、そういう方が経済的に苦しい場合もある。必要としている方を支援するという意味でいい制度改正だと感じる。

(2) 報告事項

ア 認可基準等専門部会における調査審議の状況について

○資料7 旭川市子ども・子育て審議会認可基準等専門部会において「旭川市における子ども・子育て支援新制度に係る施設及び事業の認可基準等について」の答申及び審議の経過について説明した。

(B委員)

・家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の中で、小規模保育事業B型の保育士の配置比率が2分の1となっているが、子ども・子育て審議会認可基準等専門部会では3分の2を要望とした。他都市との状況も踏まえ今後判断するとの回答だったと思うが、どの段階で配置比率を2分の1と決定したのか。

(事務局)

・運営基準について市の内部で協議をした結果、反映できた部分とできなかった部分があった。小規模保育事業B型については部会では3分の2の配置の御意見をいただいていたが、今後認可外の保育士施設から小規模保育事業に移行する上で高い障壁となるのではないかと考えから、議会での審議以前に市の方で2分の1と決定した。

(B委員)

・2分の1ではなかなか質を確保できないと感じる。C型については有資格者とするのが明記されたので制度として良かったと感じるが、B型については残念な結果だと思っている。

(C委員)

・C型は安全を担保するということが要件となって良かった。B型はできれば公募があった中から3分の2以上であるところに選ばれて欲しいと個人的には考える。何のための新制度かと考えると、子どもが健全に育っていくことを第1に考えなければいけない。

(B委員)

・事業者を選定する段階でC型は福祉施設ではない。一過性ではなく質を担保する上では旭川市として、保育士を配置するというより高いハードルで実施したほうが旭川市の為になる。いくら保育士不足であるといっても、やりやすい方向ばかりでは、営利企業が入ってくるができる土壌となる。今後慎重に選んでいただきたい。

(事務局)

・今回の条例がそのまま続くということではなく、今後運営していく中で課題等があれば見直すべきところは見直していきたい。

イ 旭川市通年制保育園在り方検討懇話会報告書について

○資料8-1 旭川市通年制保育園あり方検討懇話会報告書について、懇話会においていただいた意見及び課題について説明した。

○資料8-2 旭川市通年制保育園の今後について、懇話会での指摘等を踏まえ、たたき台として資料作成した。この資料をもとに、14か所の通年制保育園全園に保護者

説明会を行っていくことを説明した。

(C委員)

・資料8-2旭川通年制保育園の今後について、資料を用いて保護者の方に説明されているのかと思うが、3ページ目の3(2)②施設数の見直しで、市内を4つの地域に分けて各地域1~2施設、合計で4~8施設程度の設置と書いてある。私の認識としては設置数は問題ないと思うが、各地域で1~2施設となると地区割りの中で保育の必要量は関係なく、その地域に1施設は認定こども園を設置するということにならないか。地域で待機児童が増えている地域については理解するが、認可保育園や、幼稚園で定員割れしている地域においても、幼保連携型認定こども園をつくることになってしまうのではないかと。合計でどのくらいというのは問題ないが、各地域で1から2で設置すると決めてしまうのはどうなのか。

(B委員)

・待機児童がいない地域に、幼保連携認定こども園が入ってきた場合、新たな需給調整が必要となる。幼稚園も保育園側もこのような説明をされると困る状況が出てくる。もう既に、共倒れになりかねない状況が発生しつつある。スクラップアンドビルドで本当に必要な場所に建てるならわかるが、均等にするという事は、懇話会でも話がなかった。

(事務局)

・保護者への説明の中で、ある程度イメージをもっていただきたいとの見解で話をした。これが確定ではないと説明をした。

(C委員)

・資料は一人歩きするので、今後のあり方を縛りつけてしまうのではないかと。2か所しか説明していないのであれば4~8施設の設置という表現にとどめるべき。

(議長)

・合計4~8施設として、口頭で各地域に1~2施設と説明してはどうか。保護者として考えるとその地域の一つもなくなるというのは多分不安を感じる。

(事務局)

・説明会では、受入れの保育のニーズに合う設置数という基本的趣旨は変えていない。説明会において、通年制保育園に通っている中、どういう風に自分達の園が変わっていくか理解いただくためのたたき台として作った数字である。今日、昨日と幼稚園団体や保育所団体での説明会で意見をいただいている。今後パブリックコメントを実施する中で皆様からの意見を受け止めながら、数字を出すことよりも、基本的考え方を示す方向で整理をしていきたい。

(E委員)

・文言を削除してはどうか。

(議長)

・今から資料を差し替えると作る地域と作らない地域があるのではないかと、逆に誤解されてしまうので、やりにくい部分もある。

(B委員)

・通年制利用者の方がこの資料を見て期待を持たれてしまうと、当初市が考えていた結

果とかげはなれてしまうのではないか。

- ・資料として各地域1～2か所を除く形でよいのではないか。

(C委員)

- ・市が綿密な調査の後、作った設置箇所数であれば納得もいく。各地域1～2という数字は、絶対作ると誤解されてしまう。資料を14か所に配ってしまったのであれば、その都度口頭で説明していただきたい。

(B委員)

- ・どこに足りないか、足りない部分をどうするか地域を考え、適正配置を検討すべき。説明会は始まったばかりなので、これからは市内4～8か所で検討すると説明会で言った方がいい。

(F委員)

- ・お母さん達は先を見通して動いている。早めに周知した方がよいと思う。

(A委員)

- ・昨日の説明会での話を聞かせて欲しい。

(事務局)

- ・資料に基づき説明した。認定こども園のイメージがわからない、通年制がなくなるのは寂しいなどについての話があった。説明としては15分程度、資料に沿って説明した後、質疑応答が1時間程度あった。

(A委員)

- ・こちらの地域には一つ設置しますというような説明はあったのか。

(事務局)

- ・設置数については検討中であり、ニーズによって変動する可能性があるとして説明した。

(議長)

- ・この審議会での認識では4つの地域に最低1つずつ作る訳ではないということを確認させていただいてよろしいか。

(事務局)

- ・各地域の設置数などについては、今後パブリックコメントを実施し、意見を聞いてから最終的に整理していきたい。

ウ 旭川市こども通園センターについて

(事務局)

- ・こども通園センターについては、現在賃貸借している建物が貸し主である旭川医療センターの外来診療棟建設計画決定に伴い取り壊しを行うことになったため、平成28年10月までに現地から移転しなければならない状況となっていることから、平成28年3月末で廃止となる予定の愛育センターくるみ学園の空きスペースへ移転する方向でこれまで検討をしていた。しかし、くるみ学園のスペースは現在の通園センターのスペースの半分しかなく、通園センター利用を希望する保護者が増加傾向を示す中、くるみ学園空きスペースに収めるための通園センターの規模縮小化が困難な状況にあることや、この先1～2年の民間施設・事業所による未就学児療育の受け皿が大きく拡大する

ことを確実に見込むことが難しい状況であることにより、愛育センター以外の場所への移転も視野に入れながら、検討していくこととし、今後の方向性をお示しできる段階となれば、改めて本審議会でご報告させていただく。

(会長)

- ・意見がなければこれで終了とする。

3 閉会